北海道告示第 11005 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和4年11月14日までに北海道胆振総合振興局産業 振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和4年7月14日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロ 苫小牧店

苫小牧市新開町4丁目2番12号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社苫小牧民報社 代表取締役 宮本 知治 苫小牧市若草町3丁目1番8号
- (3)変更した事項
  - ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 (仮称) 苫小牧新開町商業施設

所在地 苫小牧市新開町4丁目2番4

(変更後) 名 称 ユニクロ 苫小牧店

所在地 苫小牧市新開町4丁目2番12号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 未定

(変更後) 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県佐山 10717 番地 1

(4)変更の年月日

令和4年6月23日

- (5)変更する理由
  - 上記(3)ア 店舗名称及び所在地が確定したため

上記(3)イ 小売業者が確定したため

2 届出年月日

令和4年6月23日

- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和4年7月14日(木)から同年11月14日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで